

## 申入れ（全労働兵庫支部）議事概要（令和5年10月16日）

兵庫労働局長（当局）は、令和5年10月16日（月）、全労働兵庫支部執行委員長から、「2023年全労働秋季統一要求書」等にかかる申入れを受け、その対応を行った。

この申入れの概要は、次のとおりである。

### （全労働兵庫支部）

地方労働行政に求められる施策が多種多様に及び、政府の重要な政策を担っている実情をふまえると、第一線職場の体制は業務量に比していまだ脆弱であり、一層の体制確保が求められる。

一方、今年の人件院勧告について、初任給を中心とした月例給の改善が図られるとともに、一時金も0.10月分の引上げ勧告となった。しかし、中高年層の引上げ幅は低く抑えられており、継続する物価高騰に対応するものとは言えない。また、われわれの切実なる要求である諸手当の改善や再任用職員の処遇改善、非常勤職員の雇用の安定などは次年度に持ち越されている。

さらに、定年延長にかかる課題、あるべき基準行政の人事と体制の確立、超過勤務の縮減、職場の健康・安全確保など安心して業務に専心できる職場環境に向けた諸課題の解決を強く求める。

については、組合員とその家族の切実な要求に基づき、労働者・国民のための民主的な労働行政の確立と自らの労働条件改善を求め、2023年全労働秋季統一要求書を提出するので、使用者としての責任と自覚に基づき、各々の要求事項について誠実な対応を要望する。

### （当局）

提出された要求書等の各要求事項については、内容を検討の上、誠実に対応したい。